



# 日本スポーツ夢クラブ センアーノ神戸スクール



## センアーノ神戸スクール規約

### 第1条(名称及び所在地)

本スクールは、センアーノ神戸スクール(以下当スクールという)と称し、NPO法人日本スポーツ夢クラブが主催・監修・運営をし、事務所をNPO法人日本スポーツ夢クラブ クラブハウス(神戸市東灘区向洋町中1丁目9番)に置きます。

### 第2条(目的)

当スクールは専任コーチ制による一貫指導により、スポーツ及び運動競技全般の技術・身体の上及び普及に努めると共に、夢クラブ活動理念にある「健全な青少年の育成と明るく楽しい地域活動」を図り、地域のスポーツ振興に寄与する事を目的と致します。

### 第3条(構成)

当スクールは、キッズ(幼稚園年中・年長)・ジュニア(小学1～6年生)・ジュニアクリニック(小学3～6年生)・ファミリー(ご家族の皆様)、成人の5種類のクラスで構成します。

### 第4条(入会資格及び手続き)

当スクールに入会出来る者は、本規約に賛同した者とし、スポーツを行うに適した健康状態であり、当スクールが入会に適したと認めた者(以下会員という)とします。また、親権者の許可を条件とし、所定の入会申込書及び誓約書に必要事項を記入捺印し、提出するものとします。

### 第5条(入会金・年会費など)

- 1、会員は別に定める入会金、年会費、個人用具費を所定の期日迄に納入するものと致します。一旦納入した各費用は不可抗力による場合を除いては、お返し致しません。
- 2、年度途中での入会の場合も、年会費は一律2,200円(一部4,400円)と致します。

### 第6条(費用の支払い方法)

本規約に基づく費用などの支払い方法は、Sgrumアプリにて当月会費を前月25日に支払い手続き(クレジットカード決済かコンビニ決済)での納入になります。

### 第7条(遵守事項)

会員は本規約を遵守すると共に、スクール会場での諸規約に従うものとします。

### 第8条(活動期間・年間スクール回数)

当スクールの活動期間は、原則として毎年4月から翌年3月末までの1年間とします。活動日数は原則として週1日または会員の希望に応じて週2日以上も可能とします。スクール回数としましては、**年間36回**を原則とします。また、雨天代替につきましては、時間延長スクール等も含めスクール等て極力設ける事としますが、その決定及び日程調整は当スクールに一任するものとします。

### 第9条(届出事項の変更)

会員は当スクールに届け出た、氏名・住所・電話番号等について変更があった場合は、迅速に当スクールに届け出るものとします。尚、届け出がないため当スクールからの通知・送付資料、その他のものが延着または到着しなかった場合については、通常期日に到着したものと見なし、当スクールは一切責任を負わないものとします。

### 第10条(入会)

入会日は、入会届を提出して頂き確認後入会となりますが、スポーツ傷害保険についてはSgrumアプリ申請をしていただき、事務局にて承認後に加入となりスポーツ傷害保険に加入前の、無料体験及びスクール活動を行う場合は、当クラブは応急手当は行いますが一切責任を負わないものとします。

### 第11条(退会)

会員が会員都合により退会する場合は、退会を希望する月の前月20日までにSgrumにてメッセージを送信し、当スクールの承認を得るものとします。

### 第12条(休会)

- 1、会員が会員都合・怪我により休会する場合は、休会を希望する月の前月20日までSgrumにてメッセージを送信し、当スクールの承認を得るものとします。
- 2、休会・変更を希望する月の前月20日までに変更・休会のご連絡をされていない休会希望者は、休会希望月のお月謝をお支払い頂く事となります。ただし、新型コロナウイルスの流行、災害や社会情勢、当スクールの負傷による場合は前月20日以降、前月末日までに連絡を頂ければ休会の対応も可能といたします。
- 3、休会期間は原則として3ヶ月になりますが、諸事情のある場合は当クラブの判断により期間を延長することができるものとします。

### 第13条(保険)

会員は入会と共に、ジュニスポ補償制度に加入となります。加入手続きは当スクールが行い、保険料負担は会員が負うものとします。(年会費に含まれる)傷害事故の場合における補償は加入する保険会社の約定通りとなります。

### 第14条(負傷時の処置)

会員が練習時または試合時に負傷した場合には、当スクールが応急処置を施します。但し、その後の治療・入院・通院等については、各家庭で責任をもって行うものとし、当スクールは一切責任を負わないものとします。

### 第15条(除名)

会員(親権者を含む)が次の事項に該当する時、その他当スクールが会員として不適格と判断した者に対し、当スクール会員より除名する事が出来るものとします。

- 1、本規約に違反した時、または違反したと判断した時
- 2、スクールの名誉と品格を著しく毀損した時
- 3、年会費・月会費等を3ヶ月以上滞納した時

### 第16条(休講・閉講)

当スクールは、ウイルス拡散・天災地変・社会情勢の変化・その他当クラブの存続を困難とする事由が生じた時は、無条件に休講もしくは閉鎖する事が出切ものとします。その場合の補講は規約第8条に準じます。

### 第17条(免責)

会員は当スクールにおける盗難・傷害その他の事故について、当スクールに対し何ら損害賠償を求めず、当スクールは賠償しないものとします。また、集合から解散まで以外の事故・怪我等の責任は一切負うことができません。

### 第18条(付則)

当スクールは必要に応じ、随時、本規約を改正する事が出来ると共に、本規約に関する事項または本規約に定めのない事項について、細則を定める事が出来るものとします。尚、本規約の変更について、当スクールより変更通知後または、新会員規約を送付後にスクールに参加した場合、本規約に関する変更事項及び新会員規則を承認したものと見なします。

### 第19条(発効)

この規約は、2008年4月1日より発効するものとします。

### 第20条(改定)

- 2009年2月2日
- 2014年1月1日
- 2014年4月1日
- 2019年10月1日
- 2020年5月28日
- 2021年3月19日